

4 議案第64号関係

おいらせ町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。) <b>第25条</b>に規定する承認地域経済牽引事業(以下「承認地域経済牽引事業」という。)のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意(当該同意が<b>令和3年3月31日</b>までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設(以下「対象施設」という。)で次に掲げる要件に該当するもの(以下「適用対象施設」という。)を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、<b>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</b>(平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。)第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税を免除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。) <b>第24条</b>に規定する承認地域経済牽引事業(以下「承認地域経済牽引事業」という。)のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意(当該同意が<b>平成33年3月31日</b>までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間内に、承認地域経済牽引事業のための施設(以下「対象施設」という。)で次に掲げる要件に該当するもの(以下「適用対象施設」という。)を法第4条第2項第1号に規定する促進区域内に設置した法第14条第1項に規定する承認地経済牽引事業者に対し、適用対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該適用対象施設の用に供する部分に限るものとし、<b>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</b>(平成19年総務省令第94号。以下「総務省令」という。)第3条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税を免除する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>